

波佐見町町制 70 周年記念要覧作成業務仕様書

1 業務名

波佐見町町制 70 周年記念要覧作成業務

2 目的

町制施行 70 周年を迎えるにあたり、波佐見町のこれまでの歩みや、美しい自然とそこに培われた波佐見焼をはじめとする伝統文化に加え、町に暮らす人に焦点をあてた記念要覧を作成することで、町民の波佐見町に対する誇りと愛着を醸成することを目的とする。

3 業務期間

契約の日から令和 8 年 3 月 31 日（火）まで

4 業務内容等

（1）企画業務

プロポーザルでの企画提案内容を基に、町と受託者が協議し構成を決定すること。

受託者は町が内容を齟齬なく理解できるように、必要に応じて絵コンテやサンプル写真等の資料を用意すること。

表紙及び記念要覧の内容は、写真やイラストを多用し、視覚的に誰もが見やすいものとすること。また、今回の記念要覧はインターネット上の閲覧に重点を置くこととしているので、その点を踏まえた提案とすること。

（2）資料収集・企画編集・原稿作成業務

① 取材、撮影に必要となるスタッフ、出演者、機材、車両及び消耗品等の手配及び管理の一切を行うこと。また、撮影にあたり必要となる関係者及び関係場所の撮影許可取得及び日程調整等撮影に係る必要な手続きの一切を行うこと。使用料などの費用は委託料に含まれるものとする。

② 本業務は町が所有する「広報波佐見」の記事等に関連した町が所有する写真が必要な場合は都度提供するものとする。ただし、一部写真データがないものもあるため提供可能なもののみとする。そのほか資料収集、資料整理、取材、撮影等については、受託者で行うものとする。また、写真を借用・購入使用する場合、著作物の許諾等の手続きは受託者が行い、発生する費用は当初の契約金額に含むものとする。

③ 掲載必須事項は、沿革（年表）、統計情報、町行政の概要とし、沿革及び町行政の

概要はそれぞれ4ページ、統計情報は2ページとする。その他のページにおいては、波佐見町の魅力・出来事・人々等を取り入れた特集記事等を企画し、掲載すること。特集記事等の企画にあたっては、1企画以上において、波佐見町に暮らす一般の町民（例えば他誌等で取り上げられた実績のない者等）の姿・声等を取り入れること。

（3）記念要覧仕様

- ・サイズ：A4サイズ
- ・色：フルカラー
- ・紙質：【本文】 用紙：マット紙 重さ：76.5kg
【表紙及び裏表紙】 用紙：マット紙（PP加工） 重さ：93.5kg
- ・ページ数：32ページ以上
- ・印刷部数：1,000部
- ・納品方法：100冊又は200冊ずつ仕切り、箱等に梱包し納品すること

（4）協議

各業務の実施にあたっては、事前に町と十分に協議することとし、定期的に町と打ち合わせ、進捗状況の報告の場を設けること。

5 著作権

業務の実施において撮影した映像及び写真並びに完成した記念要覧の著作権は、町に帰属するものとし、利用及び複製、再編集は町が行えるものとする。

6 業務実施体制

本業務委託を指揮する業務実施責任者を配置すること。また、業務が期間内に円滑に遂行できる体制を整えること。

7 業務完了後の提出書類・納品物

受託者は、本業務完了後に速やかに委託業務完了届を提出した上で、令和8年3月31日までに以下の内容を含む実績報告書を提出すること。

- ・業務の実施期間及び内容
- ・会議録や調整記録
- ・記念要覧作成用撮影写真データ
- ・完成記念要覧 1,000部

- ・記念要覧完成データ（PDF データ及び Ai データ）

※ホームページ掲載用データ及び増刷等対応可能印刷用データ

8 納品場所及び担当部局

波佐見町役場企画情報課企画班

〒859-3791 長崎県東彼杵郡波佐見町宿郷 660

TEL : 0956-80-6661

FAX : 0956-85-5581 E-mail : kikaku@town.hasami.lg.jp

9 支払条件等

委託業務完了検査後に本業務にかかる経費を支払うものとする。

10 業務の適正な実施に関する事項

（1）関係法令の遵守 委託事業の実施にあたっては、関係法令を遵守すること。

（2）業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と認められる場合は、町と協議のうえ、その一部を委託することができる。

（3）個人情報の取扱い

受託者が当業務を行うにあたり個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、波佐見町個人情報保護法施行条例（令和 5 年条例第 11 号）、波佐見町議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年条例第 13 号）、及び別記「個人情報取扱特記事項」に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の保護に努めること。

（4）守秘義務

受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

（5）著作権について

受託者は、本業務を行うにあたり、著作権第三者の権利の対象となっているデザイントラック、イラスト、写真等を使用する場合は、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

11 危険負担

委託業務実施中又は委託業務実施に起因すると判断される事故が発生した場合、その責任はすべて受託者の責任とする。

12 業務の継続が困難となった場合の措置について

受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとする。

(1) 受託者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、町は契約を取り消すことができる。その場合、町に生じた損害は受託者が賠償するものとする。なお、受託者は次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとする。

(2) その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等、町及び受託者双方の責めに帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれから、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。なお、委託期間終了若しくは契約の取り消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータを遅延無く提供することとする。

13 その他

本仕様書に定めのない事項及び業務上疑義が生じた場合は、両者協議の上、業務を進めるものとする。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を行うに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、波佐見町個人情報保護法施行条例（令和5年条例第11号）及び波佐見町議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第13号）を遵守し、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3 受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及び損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5 受注者は、発注者が指示したときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 受注者は、発注者が承諾したときを除き、この契約による業務を行うため発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7 受注者は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 受注者は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合には、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にしたうえで、あらかじめ書面により発注者に申請し、その承諾を

得なければならない。

3 前項の規定は、再委託先が受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も同様とする。

（資料等の返還）

第8 受注者は、この契約による業務を行うため発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときはその指示に従うものとする。

（業務に従事している者への周知）

第9 受注者は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても、当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は当該業務の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知しなければならない。

（調査）

第10 発注者は、受注者がこの契約による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、隨時調査することができる。

（事故報告）

第11 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、その指示に従うものとする。

（損害賠償）

第12 受注者は、その責めに帰すべき事由により、その契約に関する業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰する自由により発注者又は第三者に損害を与えたときも同様とする。